

## 公 告

向日市まちづくり条例第45条の規定により、次のとおり公告し、当該特定開発事業に係る開発事業計画を縦覧に供します。

平成21年 4月27日

向日市長 久 嶋 務

### 1 開発事業者

住所 向日市寺戸町南垣内4番地の3

氏名 岡 崎 峰 子

### 2 開発事業区域の位置

向日市寺戸町西野辺7の一部

### 3 開発基本計画受付番号 平成20年度 第 16 号

### 4 開発事業区域の面積

1, 095. 62m<sup>2</sup>

### 5 開発基本計画の名称

向日市寺戸町貸店舗新築工事

### 6 予定建築物の用途

物販店舗

### 7 縦覧場所

向日市寺戸町中野20番地

向日市役所建設産業部都市計画課

### 8 縦覧期間

平成21年4月27日から平成21年5月10日まで

## 9 特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書の提出について

当該、開発事業計画に対し、向日市まちづくり条例第40条で定める者は、縦覧期間中に意見書を市長に提出することができます。

なお、意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

### (1) 提出先

〒617-0002

向日市寺戸町中野20番地

向日市建設産業部都市計画課まちづくり指導係

### (2) 提出期限

平成21年5月10日（日）午後5時までに必着

## 添付資料 開発事業区域の位置図

